

前橋市の文化施設及びスポーツ施設の使用料の全額還付を行います (新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた前橋市独自の支援措置として、国の方針や県からの要請を受け、前橋市の文化施設及びスポーツ施設の利用を取り消す場合には、施設使用料を全額還付します。

還付の対象は、令和2年2月27日（木）から3月31日（火）までの期間内に施設を利用するため、すでに使用料を納入した利用者が、新型コロナウイルス感染拡大防止のために施設の利用を取消す場合です。

【主な対象施設】

○文化施設

昌賢学園まえばしホール

大胡シャンテ・マルエホール

前橋市芸術文化れんが蔵

前橋文学館

○スポーツ施設

ヤマト市民体育館前橋

コーエイ前橋フットボールセンター

宮城体育館

前橋総合運動公園 等

本件に関するお問い合わせ先

【文化国際課文化国際係】

【スポーツ課スポーツ施設係】

直通：027-898-6522

直通：027-898-5832